

## 大治町議会議員 一般選挙

投票日 4月21日(日)

- 告示日 4月16日(火)
- 選挙期日 4月21日(日) ●投票時間 午前7時～午後8時
- 期日前投票
- とき 4月17日(水)～20日(土)期間中は、土曜日でも投票できます。  
毎日午前8時30分～午後8時
- ところ 役場 3階 第3会議室
- 立候補届出受付
- とき 4月16日(火)午前8時30分～午後5時 ところ 役場 3階 大会議室
- 投票できる方



本町で投票できる方は、次の要件を備え、平成31年4月15日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、町外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・平成31年4月21日(選挙期日)現在で満18歳以上の方  
(平成13年4月22日以前に生まれた方)
- ・平成31年1月15日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている方
- 転入・転出された方
- 平成31年1月16日以後に本町へ転入された方は、投票できません。また、選挙人名簿に登録されている方でも、投票する前に町外へ転出した方は投票できません。
- 開票 4月21日(日)午後9時から役場 3階 大会議室で行います。

投票方法など詳しくは先月号の広報おおはるをご覧ください。  
本町選挙管理委員会のホームページで、投票・開票速報をご覧ください。



## 入学、就職、転勤などでお引っ越しされる方へ

新居へ「マイナンバーカード」「通知カード」をお忘れなく！  
勤務先や、各種行政手続きで必要になりますよ。

就職、転職、アルバイト・パートをするときは、勤務先にマイナンバーを提供する必要があります。また、新住所地で「児童手当」「保育施設等への入所」「介護保険」といった行政サービスの手続きをする際にも、マイナンバーの提供が必要です。

こうしたマイナンバーの提供の際には、勤務先や行政機関から、必ず「マイナンバーカード」または「通知カード」の提示を求められますので、1人暮らしをはじめるときなど、お引っ越しの際は、忘れずにお持ちくださいね！



⚠️ ご注意ください

転入手続きの際にも  
マイナンバーカード  
通知カード  
が必要です!!



住所変更する場合は、転入地の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」に新しい住所を記載してもらうなどの変更手続きをする必要があるんです。

マイナンバーカードは90日以内に変更手続きをしないと、失効してしまいますよ。

転入届を行う際に、「マイナンバーカード」または「通知カード」を併せてご提出ください。

問合せ先 役場 住民課